

2024 年 3 月 26 日

総務部人事課

女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定について

女性活躍推進法に基づき、一般事業主行動計画を策定して届け出ますので、ご承認をお願いします。

1. 計画期間

2024 年 4 月 1 日～2026 年 3 月 31 日（2 年間）

2. 目標（数値を入れることが要件）【詳細：別紙】

- 女性管理職を 1 人以上登用
- 育休からの復職率 80%以上

3. 当社における「女性活躍推進のための行動計画」についての補足

- 2021 年 4 月から 2 カ年ごとに計画を策定しており、今回で 3 期目となります。

以上

【別紙】

2024 年 3 月 29 日
株式会社交通新聞社

女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画

【計画期間】2024 年 4 月 1 日～2026 年 3 月 31 日（2 年間）

【目標と取組内容】

1. 目 標：課長（担当課長含む）以上の管理職に女性を 1 人以上登用する
取組内容：①（2026 年 3 月までに完了）産休・育休や短時間勤務制度利用者に対して
も適切な人事評価を行うため、全管理職を対象に「人事考課総合研修」を
実施する。
②（2024 年 4 月から随時）女性が活躍できる職場であることの広報活動と
して、その内容を会社ホームページや求人広告サイトに掲載する。
2. 目 標：育児休業からの復職率 80%以上*を達成する
取組内容：①（2024 年 4 月から随時）育児休業中の情報交換や復職時の不安払拭のた
め、所属部署との面談や来社機会を設けるなど、取得者全員に対してコミ
ュニケーション促進施策を実施する。
②（毎年夏～秋）異動やキャリアの希望を調査する「自己申告書」について、
在職中の社員のみならず、育児休業中の社員に対しても記入・提出できる
よう案内する。
*「職場の制度や雰囲気等」を理由として復職しないことを選択する従業員 20%未満

以上